

事務連絡
令和4年12月14日

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口の設置及び協力依頼

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、治療薬である解熱鎮痛薬等（咽頭痛治療薬トラネキサム酸、鎮咳薬を含む）の需要が増加する一方、製造販売業者からの限定出荷が続いております。

これまでも各自治体宛に、安定供給に向けた協力依頼をお願いしてきたところですが、一部の薬局（特に個店など比較的小規模の薬局）等においては、解熱鎮痛薬等がいまだに入手しづらい状況になっております。

厚生労働省といたしましては、日本医薬品卸売業連合会に対して、発熱外来や新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている医療機関やこうした医療機関からの処方せんを受け入れている薬局において、解熱鎮痛薬等が不足している場合^{（注）}には、優先的に解熱鎮痛薬等を供給していただけるようお願いをしたところです。

それでもなお、解熱鎮痛薬等が不足している医療機関・薬局^{（注）}がある場合は、厚生労働省に新たに相談窓口（厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29794.html）を設置して、そのような医療機関・薬局からの相談を受け付ける予定ですのでお知らせいたします。

（注）発熱外来や新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている医療機関やこれら医療機関の処方せんを受け付けている薬局において、解熱鎮痛薬等の在庫が少なく、平時に取引のある卸売業者に連絡しても入手が困難であり、業務に支障を来すとともに患者にも迷惑等を掛けてしまう恐れがある場合

相談窓口の設置に加え、下記の事項につきまして、貴管下関係医療機関、薬局等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 解熱鎮痛薬等について、返品が生じないように、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮していただきたいこと。
3. 小児用のアセトアミノフェン細粒やシロップ製剤の不足が生じた場合には、必要に応じ、下記の例のような対応についても考慮していただきたいこと。
 - ① 5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用
 - ② 必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉碎し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組み
4. 薬局におかれては、必要となった解熱鎮痛薬等について、系列店舗や地域における連携により調整がつく場合には、できる限り調整をしていただきたいこと。

事務連絡
令和4年12月14日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会
一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会

御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用解熱鎮痛薬等の安定供給について（協力依頼）

医薬品の安定供給につきまして、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、治療薬である解熱鎮痛薬等（咽頭痛治療薬トラネキサム酸、鎮咳薬を含む）の需要が増加する一方、製造販売業者からの限定出荷が続いているため、これまでも貴団体に対しまして、11月18日付事務連絡「医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（再周知）」において、医療機関や薬局からの発注に対して、その規模の大小にかかわらず、例えば、診療所や、大規模チェーンではない薬局からの発注のほか、既存の取引先ではない新規の取引に対しても、卸売業者における在庫を活用した供給に関する一定の配慮のお願いをしてきたところです。しかし、一部の薬局（特に個店など比較的小規模の薬局）等においては、解熱鎮痛薬等がいまだに入手しづらい状況となっています。

こうした状況を踏まえ、発熱外来や新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている医療機関、または、こうした医療機関からの処方せんを受け入れている薬局において、解熱鎮痛薬等が不足している場合^{（注）}には、優先的に解熱鎮痛薬等を供給していただけるよう、貴団体会員の皆様に周知をお願いいたします。

これら医療機関・薬局に優先して解熱鎮痛薬等を供給することについては、日本保険薬局協会及び日本チェーンドラッグストア協会に通知済です。

この状況を乗り切っていくためにも、特段のご協力をお願いいたします。

それでもなお、解熱鎮痛薬等が不足している医療機関・薬局^{（注）}がある場合は、厚生労働省に新たに設置する相談窓口（厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29794.html) に医療機関・薬局から相談をしていただくこととしております。

医療機関・薬局から厚生労働省の相談窓口にご相談があった場合、供給の必要性等を吟味したうえで、必要性があると判断した場合には、当該医療機関・薬局のある地域の卸売業者に連絡をさせていただきますので、当該医療機関・薬局へ解熱鎮痛薬等の供給をお願いします。

また、別添事務連絡のとおり、各自治体、日本医師会、日本薬剤師会等関係団体及びメーカー各社に対しても、相談窓口の設置のお知らせと協力依頼を行いますので、併せてご連絡させていただきます。

(注) 発熱外来や新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている医療機関やこれら医療機関の処方せんを受け付けている薬局において、解熱鎮痛薬等の在庫が少なく、平時に取引のある卸売業者に連絡しても入手が困難であり、業務に支障を来すとともに患者にも迷惑等を掛けてしまう恐れがある場合